



# Child Protection and Safeguarding Policy

## ポリシーの指針となる声明

学校の児童保護ガイドラインに基づき、安全で安心して受け入れられる環境を提供し、生徒を社会的、身体的、感情的、知的、精神的に成長させること、そしてホームステイをしている学生、寮に住んでいる学生を含め、すべての学生の安全、健康、総合的な発達を確保するために、関係者との強力なパートナーシップを構築します。

学生と教職員のニーズを満たし、質の高い学びにつながる安全・安心な学習・労働環境を提供します。

## 子供の権利

ACS (インターナショナル) の学生に関する価値観と国連の子どもの権利は、完全に一致しており、当校の **Inclusion Policy** に記載されています。

## キーワードの定義

### スタッフ

ACS (インターナショナル) のスタッフの定義は、教師、事務員、ボランティア、クリーニング業者、食堂に関わる業者、およびその他の同様の役割を含む、仕事を通じて学校に関係したすべての成人です。

## **Child**

国連の児童の権利条約では、児童とは **18 歳未満** の人間と定義されています。この定義は学校の生徒の大部分をカバーしていますが、当校には **18 歳以上** の生徒もいます。ACS (インターナショナル) における児童の定義は、当校に登録した **18 歳以上** の学生にも適用されます。

## **Child Abuse (子供の虐待)**

子供が身体的あるいは精神的な健康を危険にさらすこと、あるいは損なう可能性のある行動、あるいは不適切と判断される過失又は行動全てを指します。

この定義には、子ども同士の不適切な行動も含まれています。

身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、性的搾取、ネグレクト、商業的搾取などの詳細な説明については、ACS (インターナショナル) の虐待の種類に関する文書を参照してください。

## **Principles of Child Protection and Safeguarding (児童の保護と保護の原則)**

ACS(インターナショナル)は、基本的に、全ての子供には危害や虐待のない環境を提供するためのポリシー、実践の仕方、手順を定めています。これらの指針となる原則は次のとおりです。

- 全ての子供は、飢餓や虐待から守られる平等の権利を持っています。
- 誰もが子供の保護を支援する責任があります。

Prepared By	Approved By	Review and Revised	Reviewed by	Next Review

- ACS（インターナショナル）は、学校に在籍している子どもたち、及び学校の運営によって影響を受ける子どもたちに配慮する義務があります。
- 児童の保護に関するすべての行動は、児童の最善の利益を最優先して行われます。 \_

### **Commitment**

ACS（インターナショナル）は、ポリシー、人材、手順、説明責任の分野で次のことを約束します。以下のセクションでは、これらの分野におけるACS（インターナショナル）の取り組みと、その取り組みを実現するためのポリシーについて概説します。

- 当校は、国連子どもの権利条約（UNCRC）に定められた責任に沿った子供の権利に関する価値観を表明しています。
  - Inclusion Policy
- 当校は、身体的、精神的、性的虐待、性的搾取、ネグレクト、商業搾取、他の子どもに対する子供の不適切な行為など、児童虐待の適切な定義を策定し、採用しています。
  - 児童の保護と保護政策
  - 児童虐待の種類
- 当校には、寄宿施設、ホームステイ、住居の取り決め、遠足、旅行、学生交流におけるすべての生徒の安全と福祉を確保するための、特定の児童保護方針、実践、教職員研修プログラムがあります。
  - 宿泊ポリシー
  - 遠足、旅行、学生交換ポリシー
- 学校の安全対策と児童保護の方針と手順は、毎年定期的に見直し、改定されます。
  - ポリシーレビューポリシー
- 学校の職員採用方針は厳しく、全ての職員とボランティアが健全な道徳性を持ち、子どもや若者と一緒に働くのに適した人材であることを保証する厳格な採用手順を実行しています。
  - 安全な採用ポリシー

### **People**

- 当校は、子供の安全と注意義務に対する指導的責任を明確に定義しています。
  - 児童保護担当者の責任
- 当校には、生徒と対話する大人の人格について求める正式な手順があります。これらの手続きには、犯罪歴、身元調査、または学生に生じるリスクに基づいて適切と考えられるその他の手段が含まれる場合があります。
  - より安全な採用方針行動規範ポリシー
  - 行動規範—スタッフ
  - 行動規範—サードパーティーベンダー
  - 行動規範—保護者及び保護者行動規範

- ・行動規範—ホームステイ提供者行動規範
- ・行動規範—訪問者行動規範
- ・行動規範—ボランティア
- 将来及び既存の教職員の推薦を取得及び確認するための正式な手順
  - ・より安全な採用ポリシー
- 当校では、ボランティア、請負業者、教職員を対象に、生徒の保護、児童虐待の防止、認知、介入、報告に関する定期的で体系的な専門研修の計画されたプログラムを実施しています。
  - ・継続的な専門能力開発ポリシー
  - ・導入ポリシー

### **Procedures (手順)**

- 当校は、この児童保護方針を毎年見直すものとしします。また、国際児童保護特別委員会や同様の機関からの勧告、あるいは内部提案により変更が必要な場合には、方針も必要に応じて見直されるものとしします。
- 当校は、ACS（インターナショナル）コミュニティの成人に関するあらゆる申し立てについて、国際行方不明児童搾取児童センターのプロトコル「教育者及びその他の成人による虐待の申し立ての管理：インターナショナルスクールのプロトコル」に準拠します。
- 学生が性的搾取を認識した場合、ICMECのCyber Tipline (report. Cybertip.org)に報告します。
- 当校は、学校体験全体を通じて正式な学習プログラムを導入します。それらは、いじめ、個人の安全、身体的虐待、心の操作、性的な手なづけ、オンラインの安全性、健全な性的行動、無視、及び過失行為、自傷行為など、さらに家から離れて安全に過ごすこと、商業的搾取や虐待があるときはそれを明らかにすることなどを含みます。このプログラムは、これらの分野の訓練を受けた教員又は外部の専門家によって提供されます。
  - ・継続的な専門能力開発ポリシー
  - ・導入ポリシー
- 当校は、学校の過去の歴史の中で行われた可能性のある虐待の開示を含み、虐待や虐待の疑い、または明らかにされた虐待や虐待を報告するための体系化された手順を開発し、適切な当局への通知を含む、とるべき措置を特定する正式な方針を採用しています。
  - ・児童虐待の申し立ての管理ポリシー
- 当校は、移動の保護に関連する問題について適切なサポートやアドバイスを提供できる外部組織、学校、団体と有意義かつ効果的な関係を築きます。
  - ・学生の福祉に関する方針
  - ・児童の保護及び保護に関する方針

- 児童保護対策は、すべての手順及びシステム（戦略計画、予算編成、採用、プログラム管理、パフォーマンス管理、さまざまなものの調達、パートナー契約、リスク管理及び管理するテムなど）と統合されています。
  - ・児童保護対策ポリシー
- 子どもの居住する国の状況の中で、安全と保護における最上のものを確保するために、建物と施設的设计、レイアウト、設定、その使用には十分は配慮が払われます。
  - ・児童の保護と保護に関するポリシー

### **Accountability**（説明責任）

- 当校は文化的に期待されているものを十分認識しており、学校が運営されている国内の児童虐待に関する法的及び倫理的な期待と要件を村主しています。
  - ・児童の保護と保護に関するポリシー
- 到達した結論に関係なく、虐待の疑い又は明らかにされたすべての報告と学校が採った措置は適切に保存されます。
  - ・児童の保護と保護に関するポリシー

### **Child Protection Support and Advice**（児童保護のサポートとアドバイス）

ACS（インターナショナル）は、児童の保護と保護に関する実践を、外部の組織または団体と協力して行います。これには以下のものが含まれます。

- ・児童保護に関する国際作業部間の文献
- ・インターナショナル評議会（ワークショップを含む）
- ・シンガポール社会家族開発省児童保護局
- ・シンガポール教育省
- ・他のインターナショナルスクールとの連携
- ・必要に応じて、その他の国際機関または現地機関

### **Legal and Ethical Expectations**（法的及び倫理的に求められるもの）

ACS（インターナショナル）は、シンガポールの法律に基づく児童の保護と、保護に関する義務を果たします。これに加えてACS（インターナショナル）は、国際児童保護特別委員会（ITFCP）やその他の同様の期間を含む国際機関が推奨するベストプラクティスを採用することで、法律の要件を超えることを約束します。いかなる場合においても子供の安全と保護が最優先されるものとします。

### **Implementation of Child Protection Practices Throughout the School**（学校内での児童保護実践）

ACS（インターナショナル）は、学校のあらゆる場面で、児童の保護と安全対策に関するベストプラクティスを採用することに取り組んでいます。これには、注意義務を果たすために必要な予算の提示も含まれます。この実践の裏付けは、戦略計画、予算編成、不動産の維持と

開発、採用、プログラム管理、パフォーマンス管理、調達、パートナー契約、リスク管理と管理システムを、透明性のあるものにする必要があります。

### **Gender Specific Areas（性別に対応した領域）**

学校の周りのエリアは、男女別にすべきエリアがあります。最も一般的なのはトイレと更衣室です。これらのエリアには、その性別の人のみが立ち入ることができます。ただし、異性の立ち入りが必要な場合は、そのエリアを立ち入り禁止として明確にマークし、そのエリアで異性が働いていることを明確に通知する必要があります。そしてこれは単独の判断で行うべきではなく、学校の承認を得て行う必要があります。

### **Secure Archiving of Child Abuse Matters（児童虐待問題の安全な維持）**

児童虐待問題に関するすべての記録は、校長がアクセスできる安全場所に保管されます。

### **References（参考文献）**

- CIS会員基準
- 児童保護に関する国際タスクフォース、学校評価委員会、最終報告書及び勧告
- 行方不明者及び搾取された児童のための国際センターのプロトコル、教育者及びその他の成人による虐待の申し立ての管理、インターナショナルスクール向けのプロトコル
- 国連子どもの権利条約
- ユニセフファクトシート：児童の権利条項に基づく権利の概要。2016年2月18日に取得
- 子供の保護、セイブ・ザ・チルドレン
- シンガポールにおける児童保護—社会家族開発省